

出雲国造神賀詞奏上儀礼の変容とその後

國學院大學大学院文学研究科 特別研究生 中山さら

【はじめに】

出雲国造神賀詞は、靈龜二年（七一六）から天長十年（八三三）まで奏上に関わる記事が見られる。靈龜二年の同時代には、その奏上開始の前後を挟むように、和銅五年（七一二）に『古事記』が、養老四年（七二〇）に『日本書紀』が撰上されている。奏上を行ったのは出雲国造で、天穗日命を祖先とし、出雲臣と称した。出雲国造神賀詞の奏上記事が国史上に見られるのは、出雲臣果安から豊持までである。この儀礼は『延喜式』¹によると、出雲国造が太政官において補任され、神祇官において負幸物を賜る。国に還って一年の齋をし、上京して献物をおさめ・神賀詞を奏上、再び国に還り一年の齋をし、上京して一連の儀式を行うというものである。以上のことから、出雲国造神賀詞は新任国造による服属儀礼であると考えられていたが、現在は即位に関連する儀礼であるという見方²が多く存在する。この他に、復奏儀礼である³、タマフリ儀礼である⁴、意義に変遷がある⁵、とする論もある。

発表者は、令和元年十二月八日に行われた、第七三回神道宗教学會學術大会研究発表において、出雲国造果安から弟山までの奏上記事を中心に考察し、以下の内容を述べた。出雲国造神賀詞奏上儀礼は天皇の即位に関連し、神祇官を中心として行われる儀礼であり、また、祈年祭のように天皇の臨席がないのが本来と考える。そして、忌部氏がその成立に深く関与したもので⁶、中臣氏の奏上する天神寿詞と対になる概念を形にした、国神賀詞といえるのではないだろうか。

本発表では、前回の発表を踏まえた上で、出雲国造神賀詞の国史上すべての奏上記事と『日本書紀』『延喜式』『古語拾遺』等を用い、儀礼の変容とその後について背景を含めて論じる。

¹ 『延喜式』卷第一一太政官一三二条（出雲国造条）

² 大浦元彦 『出雲国造神賀詞』奏上儀礼の成立 『史苑』立教大学史学会、一九八六年十一月 岡田莊司 「古代律令祭祀制と杵築大社・神賀詞奏上儀礼」 『延喜式研究』第二十五号、延喜式研究会、同成社、二〇〇九年三月

³ 関和彦 「出雲古代史と神賀詞―復奏儀礼としての神賀詞―」 『古代出雲史研究』第二一号、古代出雲史研究会、一九九二年六月

⁴ 菊池照夫 「出雲国造神賀詞奏上儀礼の意義―神宝の検討を中心に―」 株式会社名著出版、一九九五年二月

⁵ 瀧音能之 「出雲国造神賀詞奏上の意図」 『駒沢史学』第七十三号、駒沢史学会、二〇〇九年九月

水林彪 「古代天皇制における出雲関連諸儀式と出雲神話」 『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二五集、国立歴史民俗博物館、二〇〇九年三月

⁶ 注2 大浦元彦論文、注2 岡田莊司論文でも指摘されている。

【一、国史上の奏上記事から】

まず、出雲国造神賀詞の国史上すべての奏上記事を確認する。国史上の奏上に関連する記事は、『続日本紀』靈龜二年(七一六) 出雲臣果安から『続日本後紀』天長十年(八三三) 出雲臣豊持までの十五回を見ることができる。

▼国史上の出雲国造神賀詞の奏上に関する記事

「別紙」へ

↓各国造、二回の奏上がみられることが多い。

↓桓武天皇、延暦十四年(七九五)の人長による神賀詞奏上は、遷都によると明記。

【二、『日本書紀』と「出雲国造神賀詞」の共通点】

「出雲国造神賀詞」は、『日本書紀』と共通の概念の上で行われている。

▼『日本書紀』「出雲国造神賀詞」において、天穂日命と天穂日命を祖とする出雲国造が大己貴神(大穴持命)の祭祀をつかさどることが示されている。

『日本書紀』卷二第九段一書第二

又當_二、主汝祭祀_一者天穂日命是也。

『延喜式』卷八祝詞「出雲国造神賀詞」詞章

伊射那伎_能日眞名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、國作坐_志大穴持命、二柱神_乎始_天、百八十六社坐皇神等_乎、某甲_我弱肩_尔太櫛挂_天、伊都幣_能緒結、天乃美賀秘冠_利天、伊豆_能眞屋_尔儼草_乎、伊豆_能席_登苜敷_支天、伊都閉黒益_之、天_能甍_和尔齋許母利_氏、志都宮_尔忌静_米仕奉_引、朝日_能豊榮登_尔伊波比乃返事_能神賀吉詞奉賜_波久登_奏、

▼『日本書紀』「出雲国造神賀詞」において大物主が皇孫を守護するという概念がみられる

『日本書紀』卷二第九段一書第二

(前略)時高皇産靈尊勅_二大物主神_一汝若以_二国神_一為_レ妻。吾猶謂_三汝有_二疏心_一。故今以_二吾女三穗津姫_一配_レ汝為_レ妻。宜領_二八十萬神_一永為_二皇孫_一奉護。乃使_二還降_一之。即以_二紀伊国忌部遠祖手置帆負神_一定為_二作笠者_一。彦狹知神為_二作楯者_一。天目一箇神為_二作金者_一。天日鷲神為_二作木綿者_一。櫛明玉神為_二作玉者_一。乃使_二太玉命_一以弱肩被_二太手纏_一。而代御手以祭_二此神_一者始起_二於此_一矣。(後略)

「出雲国造神賀詞」

(前略) 皇御孫命^乃靜坐^乎大倭國申^天、己命和魂^乎八咫鏡^尔取託^天、倭大物主櫛玉命^登名^稱天、大御和^乃神奈備^尔坐、己命^乃御子阿遲須伎高孫根^乃命^乃御魂^乎、葛木^乃鴨^能神奈備^尔坐、
事代主命^能御魂^乎宇奈提^尔坐、賀夜奈流美命^能御魂^乎飛鳥^乃神奈備^尔坐^天、皇孫命^能近守神^登
貢置^天、(後略)

◎『日本書紀』卷二第九段は国譲りに関わる神話が語られている。この第九段の一書第二に記される「天穗日命が大己貴神(大穴持命)の祭祀を行う」「大物主神が皇孫を守る」という内容は「出雲国造神賀詞」の詞章における概念と共通している。つまり、出雲国造神賀詞奏上儀礼は『日本書紀』と共通した認識のもとにつくられた儀礼と言え、出雲の神話⁷を中心としたものではなく、国家(大和)の神話に則していると言えよう。

【三】、出雲国造神賀詞の変容】

前回の発表で、果安・広嶋・弟山の時代において出雲国造神賀詞奏上儀礼は即位に関連する儀礼であると指摘した。このことから、国史上「出雲国造神賀詞」の奏上が見られる期間における、天皇の即位・出雲国造の就任・神賀詞の奏上日等に注目し(表1)としてまとめる。

▼宝亀年間以降出雲国造の就任に変容がみられる。

- ↓神賀詞奏上儀礼初見の元正天皇から称徳天皇までは、すでに就任していた出雲国造が天皇の即位の後(聖武天皇はほぼ同時)に神賀詞を奏上する。
- ↓光仁天皇では、神賀詞の奏上記事はみられないが、即位の後に国造が任命されている⁸。
- ↓光仁天皇以降、即位した天皇が新たに国造を任命し、その新任国造が神賀詞を奏上する形式がみえる。(この形式は光仁天皇まで見ることができない)
- ↓国史上最後となる豊持の奏上は異なる。
- ↓出雲国造は慶雲二年(七〇六)から延暦十七年(七九八)まで意宇郡郡司の大領を兼帯している。

⁷ 『出雲国風土記』天平五年(七三三)成立、責任者は出雲国造で意宇郡大領外正六位上勲十二等の出雲臣広嶋である。国引き神話など、記紀神話と全く異なる神話が録されている。

⁸ この天皇即位後に国造任命が行われたものを、網掛で表記する。

9 『延喜式』卷第一一太政官一三二条(出雲国造条)によると、出雲国造は任命されると以下の一連の儀式を行う。
 祿を賜る(於…太政官)↓負幸物を給わる(於…神祇官)↓一年の齋(出雲国)↓上京(国司・国造・祝部)↓献物・神賀詞奏上↓一年の齋↓上京↓神賀詞奏上ほか

▼嵯峨朝の旅人に『延喜式』の規定⁹を当てはめてみる。この結果を(※)で表示する。

天皇	即位年月日	奏上(叙位)年月日	出雲国造	国造就任年月日	即位と就任	備考
元正天皇	715・9・2	靈龜2年/716・2・10	果安		就任→即位→奏上	神祇大副が奏聞する慶雲3年(706)から大領を兼帯
聖武天皇	724・2・4	神龜元年/724・1・27	広嶋		就任→即位+奏上	初回の奏上は即位の10日前天平5年(733)出雲国風土記完成 広嶋二回目に神宝献上の記載
		神龜3年/726・2・2				
孝謙天皇	749・7・2	天平勝宝2年/750・2・4	弟山	746・3・7	就任→即位→奏上	一度目、天皇大安殿に出御の記載
		天平勝宝3年/751・2・22				
淳仁天皇	758・8・1	(奏上記事なし)				
称徳天皇	764・10・9	神護景雲元年/767・2・14	益方	764・1・20	就任→即位→奏上	孝謙天皇の重祚 一度目天皇東院に出御
		神護景雲2年/768・2・5				
光仁天皇	770・10・1	(奏上記事なし)	国上	773・9・8	即位→就任	
桓武天皇	781・4・3	延暦4年/785・2・18	国成			一度目、二度目共に、其の儀常の如し 784長岡京遷都
		延暦5年/786・2・9				
		延暦14年/795・2・26	人長	790・4・17	在位→就任→奏上	遷都による奏上 794平安京遷都 延暦17年(798)大領の兼帯禁止
		延暦20年/801・閏正・15(人名無し)	(門起)			延暦24年(805)9月27日出雲臣門起外従五位下を授く『日本後紀』
平城天皇	806・5・1	(奏上記事なし)				
嵯峨天皇	809・4・13	弘仁2年/811・3・27	旅人	(※810)	(※即位→就任→奏上)	二度目祿を賜うこと常の如し 二度目天皇大極殿に出御
		弘仁3年/812・3・15				
淳和天皇	823・4・27	天長7年/830・4・2			即位→就任→奏上	天皇大極殿に出御
仁明天皇	833・3・6	天長10年/833・4・25	豊持	826・3・29	在任→即位→奏上	国史上最後の奏上 天皇大極殿に出御

(表1)神賀詞奏上関連一覧

↓嵯峨朝における旅人の奏上に『延喜式』の規定をあてはめると、旅人の国造就任は八一〇年となり、天皇即位↓国造就任↓神賀詞奏上という形式がここでも成立するだろう。

◎桓武朝における人長の奏上は「遷都による」と明記されており、この奏上は出雲国造の就任によるものではないことがわかる。ここから国家(大和)の意思に基づいて国造(出雲)が動いていることが確認できる。遷都により奏上するのは、遷都と即位は深い関係がある¹⁰と考えられていたことが影響しているのではないだろうか。

▼出雲国造神賀詞の延暦年間の変容

↓八世紀、出雲国造神賀詞は二月に行われていたが、九世紀に入り二月ではなくなる
↓八世紀の奏上記事では、国史上に出雲国造とともに祝部が禄を受けている様子が記される。(別紙史料・網掛け部分)

▼延暦十七年、祈年祭の幣帛が国幣化される神社が分けられる。

『類聚国史』卷第十 祈年祭 延暦十七年九月七日

九月癸丑、定_下可_レ奉_二祈年幣帛_一神社上、先_レ是、諸國祝等、毎年入京、各受_二幣帛_一、而道路僻遠、往還多艱、今使用_二當國物_一、

『延喜式』神名下

出雲国一百八十七座 大二座・小百八十五座

意宇郡卅八座 大一座 小卅七座

熊野坐神社 名神大

前神社

能利刀神社

(中略)

出雲郡五十八座 大一座・小五十七座

大穴持神社

杵築大社 名神大

同社大神太后神社

(後略)

『延喜式』卷第一 四時祭上

祈年祭神三千一百卅二座

大四百九十二座 三百四座案上官幣、一百八十八座国司所_レ祭

小二千六百卅座 四百卅三座案下官幣、二千二百七座国司所_レ祭、

神祇官祭神七百卅七座

奠_二幣案上_一神三百四座

¹⁰ 『日本後紀』大同元年七月十三日条に先帝の喪があけた後、新たに即位した天皇は新宮を建て、そこによるのが古来の慣例であるので、あらかじめ造営しておくべきことを公卿から奏上される記事が見られる。

宮中卅座、京中三座、畿内、山城國五十三座、大和國一百廿八座、河内國廿三座、和泉國一座、摂津國廿六座、東海道、伊勢國十四座、伊豆國一座、武蔵國一座、安房國一座、下總國一座、常陸國一座、東山道、近江國五座、北陸道、若狭國一座、山陰道、丹後國一座、山陽道、播磨國三座、安藝國一座、南海道、紀伊國八座、阿波國二座、

↓祭神の格が大である熊野坐神社・杵築大社を確認すると、この二社は案上官幣の三〇四座に含まれていない。これは、山陰道(傍線部)に出雲国がないことから確認できる。よって『延喜式』時点で出雲国は国幣であったことがわかる。

◎八世紀において出雲国造神賀詞が二月に行われていた理由は、全国的な祈年祭班幣から成立した儀礼である¹¹と行うことに加えて、祈年祭の班幣を祝部がうけるための上京に、時期をあわせたことが考えられる。出雲が延暦十七年(七九八)に国幣化されたことから、祝部の上京が必要なくなり、九世紀は二月に行われなくなったといえるのではないだろうか。「出雲国造神賀詞」の変容は宝龜・延暦年間を通じて起きているようにみえる。変容の要因のひとつとして、儀礼の成立に深く関わった忌部氏の状況が関連すると考えられないだろうか。

6

【四、即位儀における忌部氏】

前回の発表において、出雲国造神賀詞は忌部宿禰子首がその成立に深く関わった儀礼であり、その意義は天皇即位を寿ぐ国神賀詞であると考察した。この即位儀における忌部氏の状況を確認する。

¹¹ 『続日本紀』

大宝二年(七〇二)二月十三日 (前略) 是日、為^レ班^二大幣^一、馳^二馭追^二諸国国造等^一入^レ京。

大宝二年(七〇二)三月十二日 己卯、鎮^二大安殿^一大祓。天皇御^二新宮正殿^一斎戒。惣^二頒^二幣帛於畿内及七道諸社^一。

この記事以降、国造の入京を伴う班幣はみられなくなる。大宝二年がはじめて全国的な規模で行われた班幣である。すでに新野直吉『国造と県主』至文堂、一九六五年一月、大浦元彦注2論文、岡田莊司注2論文、武光誠「神祇官と出雲国造神賀詞」『律令太政官制の研究』吉川弘文館、一九九九年五月 などによって指摘されているように、入京し班幣をうけた諸国国造の代表として出雲国造が位置付けされ、神賀詞の奏上がおこなわれるようになったと考えられる。

▼忌部氏は即位儀において神璽之鏡・剣を奉上がることが『神祇令』にある。

『令義解』卷第二 神祇令第六

凡踐祚之日。謂天皇即位。謂之踐祚。祚位也。福也。中臣奏天神之壽詞。謂以神代之古事。為萬壽之寶詞也。忌部上神璽之鏡劍。謂璽信也。猶云

↓神祇令において、踐祚（即位）では、中臣氏が天神寿詞を奏上し、忌部氏が神璽之鏡劍を奉上げる。

▼しかし、『儀式』では、踐祚大嘗祭儀下にこの儀が見られる。

『儀式』踐祚大嘗祭儀 下

(前略)神祇官中臣捧賢木入自儀鸞門東戸就版、跪奏天神壽詞、群臣共忌部奉神璽之鏡劍共退出、(後略)

▼『延喜式』踐祚大嘗祭にも、天神寿詞の奏上と、神璽の鏡劍奉上が記されている。

『延喜式』卷第七 踐祚大嘗祭三二条

(前略)立定神祇官中臣執賢木副笏、入自南門就版位、跪奏天神壽詞、忌部入奉神璽之鏡劍、訖退出、(後略)

▼天神寿詞の奏上と神璽の鏡劍の奉上は、持統天皇四年の即位に行われ、天神寿詞の奏上は翌年十一月の大嘗祭にもみられる。

『日本書紀』持統天皇四年春正月

四年春正月戊寅朔。物部麻呂朝臣樹大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣讀天神壽詞。畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮羅列匝而拍手焉。

『日本書紀』持統天皇五年十一月
十一月戊辰。大嘗。神祇伯中臣朝臣大嶋、讀天神壽詞。

▼光仁天皇の大嘗祭に中臣の天神寿詞は見られるものの、忌部の神璽之鏡・剣奉上はみられない。

『続日本紀』宝龜二年十一月二十一日

癸卯、御太政官院、行大嘗之事。(中略)右大臣大中臣朝臣清麻呂奏神壽詞。弁官史奏兩國獻物。賜右大臣絶六十疋。賜五位已上衾人一領。

↓『続日本紀』の記述から、光仁天皇では大嘗祭において中臣天神寿詞奏上のみ行われていたと見られる。

▼即位の変容は桓武朝にあると考えられる。

『令集解』神祇令「踐祚」条所引『跡記』

跡云。奏_二壽詞_一。上_二劍并鏡_一。至_二十一月_一。為_二大嘗_一耳。

↓延暦年間に著されたとみられる『跡記』によると、桓武天皇の天神寿詞と神璽之鏡・劍奉は上は大嘗祭においてのみ行われた¹²。

▼即位儀において忌部氏の関与がなくなる。

『北山抄』

神祇官中臣捧_二賢木_一、(中略)忌部奉_二神璽鏡劍_一、共退出。群臣起。式云、天長以來此事停止。

清涼抄云、近代不_レ給_二此神璽_一、只奏_二其詞_一者。而寬平以後記文、忌部惣不_二參入_一。天慶記云、頼基申云、件鏡劍、自_二御所_一暫下_レ令_レ奉_レ之。而天長式、奏_下輒給_二重物_一、非_レ無_二事危_一者。其後忌部雖_レ申不_レ給。

↓持統天皇四年春正月戊寅朔の即位において行われていた忌部の鏡劍奉は、桓武天皇から大嘗祭で行われるようになり、仁明天皇大嘗祭以降中止されてしまう。

◎忌部氏の神璽之鏡・劍奉上は、桓武天皇の時に即位儀から大嘗祭へと移行し、仁明天皇では行われなくなった。延暦年間で変容が確認でき、天長以降終焉したのである。この即位儀に関わった中臣氏・忌部氏で争う様子がみられる。

【五、中臣氏と忌部氏】

中臣氏・忌部氏の争い

▼天平の頃から国史上にもあらわれている。

『続日本紀』天平七年(七三五) 七月二十七日

庚辰。依_二忌部宿禰虫名・鳥麻呂等訴申_一檢_二時々記_一。聽_下差_二忌部等_一為_中幣帛使_上。

¹² 加茂正典氏によって、古い即位式が大嘗に付加され、辰日前段行事として定着するのは、桓武天皇大嘗祭からであろうと指摘されている。加茂正典「大嘗祭」辰日前段行事の考」『日本古代即位儀礼史の研究』思文学史学叢書、一九九二年二月

▼天平七年（七三五）の訴えを翻す口宣が出されている。

『続日本紀』天平勝宝九年（七五七）六月十九日¹³。

乙未、始制、伊勢大神宮幣帛使、自今以後、差中臣朝臣^一。不^レ得^レ用^二他姓人^一。

▼これは実際に行われていないと『古語拾遺』に記されている。

『古語拾遺』

又、勝宝九歳、左弁官口宣、自^レ今以後、伊勢太神宮幣帛使、專用^二中臣^一、勿^レ差^二他姓^一者。其事雖^レ不^レ行、猶所^レ行、猶所^レ載^二官例^一、未^レ見^二刊除^一。所^レ遺十一也。

▼大殿祭・御門祭においても変更が加えられたことが述べられる。

『古語拾遺』

又、殿祭・門祭者、元、太玉命供奉之儀、齋部氏之所^レ職也。雖^レ然、中臣・齋部共任^二神祇官^一、相副供奉。故、宮内省奏詞備。将供^二奉御殿祭^一、而中臣・齋部候^二御門^一。至^二于宝龜年中^一、初宮内少輔從五位下中臣朝臣常、恣改^二奏詞^一云、中臣、率^二齋部^一候^二御門^一者。彼省、因循永為^二後例^一、于^レ今未^レ改。所^レ遺五也。

↓宝龜の頃、中臣朝臣常が「中臣が忌部を率いてお仕えする」と言うように詞を改めてしまったという訴えが『古語拾遺』に遺りたる五として記されている。

▼同じ祭祀氏族である中臣氏と忌部氏はそれぞれ訴えをおこした

『日本後紀』大同元年（八〇六）八月十日

庚午、先^レ是、中臣・忌部兩氏各有^二相訴^一、（中略）據^二日本書紀^一、天照大神閉^二天磐戸^一之時、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘^二天香山之五百箇眞坂樹^一、而上枝懸^二八坂瓊之五百箇御統^一、中枝懸^二八咫鏡^一、下枝懸^二青和幣・白和幣^一、相與致^二祈禱^一者、然則至^二祈禱事^一、中臣・忌部並可^二相預^一、又、神祇令云、其祈年・月次祭者、中臣宣^二祝詞^一、忌部班^二幣帛^一、踐祚之日、中臣奏^二天神壽詞^一、忌部上^二神璽鏡・劍^一、（後略）

↓中臣氏・忌部氏の訴えに対して『日本書紀』の神話（網掛け部）を根拠に、ともに奉幣・祈禱に預かるべきという判断が下された。さらに、神祇令を確認し、奉幣は中臣氏・忌部氏が均しくあてられるべきと述べている。

¹³ 天平宝字元年への改元は八月十八日に行われている。

◎中臣氏・忌部氏は天平から争う様子がみられる。宝亀年中には、大殿祭・御門祭においても中臣氏に優位な言葉に変更され、忌部氏の立場が苦しいものになっていることがわかる。『日本書紀』神話を根拠に、奉幣の使いは共にあたるように判断されたが、踐祚儀がこの勅裁の『神祇令』の通りに行かなくなったことは、前章で確認した通りである。

【おわりに】

出雲国造神賀詞はその詞章に『日本書紀』と共通の認識を持つことから、国家(大和)で語られる神話を前提として成立した儀礼であると考えられる。そしてその変容は、宝亀から延暦年間にかけて特に大きい。

まず、宝亀以降、国造が天皇の即位後に新任されるという形式に変化しているようにみえる。そして八世紀は二月に行われていた儀礼は、九世紀に入ると二月に行われなくなる。延暦十七年以降、祈年祭班幣が国幣に転じたことにより、祝部の参集が必要とされなくなったことが理由として考えられる。神賀詞奏上記事、特に称徳天皇(出雲国造・益方)までの奏上においては、百人を超える祝部が禄を賜ることが記されている。しかし、九世紀に入るとその記事に祝部の記述を見ることができなくなる¹⁴。

成立に深く関与したと考えられる忌部氏も同様に変化が存在する。宝亀のころ、大殿祭・御門祭において「中臣が忌部を率いる」という言い方に改められ、桓武朝では、即位儀で行われていた神璽之鏡・剣奉上が大嘗祭で行われるようになる。その後、出雲国造神賀詞は天長十年(八三三)の奏上を最後に国史上から姿を消す¹⁵のであるが、天長の大嘗祭では忌部氏の神璽之鏡剣奉上が停止する。

以上のことから、出雲国造神賀詞の変容とその後の国史上の終焉は「忌部氏の衰勢」とも運動していると考えられる。その背景には、祭祀氏族が神話のままに活躍する「律令祭祀制」からの移行¹⁶があるだろう。

「據¹日本書紀²、天照大神閉³天磐戸⁴之時、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘⁵天香山之五百箇眞坂樹⁶、而上枝懸⁷八坂瓊之五百箇御統⁸、中枝懸⁹八咫鏡¹⁰、下枝懸¹¹青和幣¹²・白和幣¹³、相與致¹⁴祈禱¹⁵者、」『日本書紀』によると、天照大神が磐戸を閉じた時、中
¹⁴延暦年間より少し早い宝亀年間から、国家は祝の管理を通じた神社管理を意図するようになっており、この祝の管理を、国司に担わせたのである。との指摘が小林宣彦氏によってされている。小林宣彦「律令祭祀の成立と神社」『神道宗教』二四三、神道宗教学会、二〇一六年七月

¹⁵千家尊祀氏により昭和二十三年に神賀詞が復興され御統玉が献上されている。

¹⁶平安期の祭祀制は、宇多朝・朱雀朝・後三条朝の各段階を経て確立過程を辿っていったが、この始原の時期が弘仁期から貞観期(八一〇〜八七七)の間にあり、その中でも、天長一〇年と、その前後の天長・承和年間(八二四〜八四八)に神祇祭祀制の大きな変容を確認できる。との指摘が岡田莊司氏によってされている。岡田莊司「古代神祇祭祀と杵築大社・宇佐八幡」『王権と神祇』株式会社思文閣出版、二〇〇二年六月

臣の祖天兒屋命と忌部の祖太玉命がともに祈りをささげた。この神話の世界が必要とされなくなつた時、同様に神話で語られる地「出雲」もまた、重きを置かれなくなる。こうして「大和」と「出雲」という関係性も希薄になり、出雲国造神賀詞は国史上から姿を消したと考えられる。

祭祀制の変遷やその背景にあると考えられる皇統の変化、中臣氏と同族である藤原氏が中心となつてゆく時代の流れなど、大きな視点での研究は今後の課題としたい。